

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第3、議案第2号 平成26年度漁港施設災害復旧事業 平成26年災 査定第1号 雲見漁港沖防波堤災害復旧工事請負契約についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第2号は、平成26年度漁港施設災害復旧事業 平成26年災 査定第1号 雲見漁港沖防波堤災害復旧工事請負契約についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 齊藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○9番（一瀬寿一君） 2～3お伺いをいたします。議論は十分なされているわけですが、簡単なことなんです、この入札に参加された業者ですね。これが全員出席したのか、しないのか。また、入札の提示だけして提出したのかどうか、この辺はどうなっているのかちょっと教えていただきたいことが第1点。

それと、課長の方からも説明がありました、4～5回になるよと・・・、災害のことで、これももう議論しているんですけども、この辺のもう災害が何回もあるから、そういう説明をして入札をしたのか、しないのか。

それと、この予算内で本当にちゃんとした工事が完璧にできるのかなということと・・・、業者の方はこれだけの予算だからこれしか仕事ができないよと、また傷んでは困るわけで、その辺は何回も地元の方からも言われていたけれども、その辺がもしわかったら・・・、別に私がこれは反対というようなことで言っているわけじゃありませんよ。ただその辺をちょっと教えていただきたいということです。

○産業建設課長（齊藤昌幸君） 1点目の入札の関係、こちらは資料の1ページの方に入札の結果表がございます。こちらの方は全部で7社ということで表示がされています。このとおり7社を指名して、7社の方が全員松崎の会場に来られまして、この金額のとおり入札書の札を入れさせていただいたということでございます。結果古川組が落札したという結果表と

なっています。

続いて、入札の事前の段階で説明がどうのこうのということでございましたけれども、こちらについては、もうすでに入札の通知をして、業者さんの方が設計書の内容についてすべて確認をしておりますので、この入札の段階では特段工事の内容についての説明は通常は行っておりません。

続いて、3番目でございますが、いわゆる予算の中でちゃんとできるかどうかというご質問だったと思いますけれども、いずれにしても、前回12月の補正予算の段階で、この沖防波堤について確か2億円の予算をいただいたということでございます。入札の結果が1億6000万円の契約になるわけでございますけれども、当然予算は十分にあるわけでございますので、仮に変更等が出ましても十分に耐えうることはできると思います。ただ、このように災害の査定の決定を受けたものでございますので、仕事の内容についてはもうすべて決まっている内容でございます。よっぽど特殊な海の中で、例えば、わからなかったものが出てきたとか何とか、いろいろな特殊な面が出た場合には変更で対応しようかと思っておりますけれども、基本的には1億6000万円で仕事をしようと思っております。

○9番（一瀬寿一君） はい、わかりました。これはチェックが全部してあったから、これは全員来ているものかなということで、お伺いしたわけです。これはそのとおりでわかりました。

それで、結局何回も議論をさせてもらって、それがやはりこちらで議論したことが相手の方に伝わっていないでまた入札ということになると、私は、これはまた同じ結果になるのかなということで、それを言ったか言わないか、説明したかどうか、事前に入札時点でそれがあったかどうかということを私は確認をしたかったわけですよ。ということはやっぱり二度も三度もって・・・、皆さんほかの議員の方も承知していると思いますが、漁協の方の関係もやはりその辺も完全にやってくださいよという中で、説明が・・・。議論をした内容を業者さんの方へ伝えてあったのかなかったか、それはイエスかノーかでいいですけども、もう一回お願いしたいことと。あと、この予算で入札して、また追加工事、追加工事というようなことがないかどうか、これで本当にできるのかできないのか、その辺をもうちょっと自信を持ってお願いしたいと思う。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） もちろんこの工事の内容については、設計委託をした上で、台風18号で被災したわけですけども、その襲来波に十分耐えうるものとして80トンブロッ

クという形で設計をし、それで査定を受けたものでございます。もちろん地元の漁協さんの関係者の方にも80トンブロックでやりますということでご理解をいただいたうえで、今回査定を受けて工事発注をしたということでございます。特にその業者さんの方にその地元の漁協さん等に関しての細かいことは説明しませんでした。特に説明する必要もないというふうに私どもは思っています。重要なことは、この設計内容できちんとした仕事ができるかどうか、設計の内容の方をきちんと把握してくださいよということは当然のことながら、設計書を示した上で、業者さんに理解を図ってもらうということが大前提でございます。

それで、次に、予算の中で・・・、予算があるわけでございますけれど、追加工事が出るのかどうかというご心配でございます。基本的には、この契約金額で最後までやり遂げたいと思っております。それは当然のことでございます。ただ問題は、先ほども申し上げましたとおり、海の中の仕事でございます。何らかの形で撤去する個数に変更になった場合には、増減の変更契約は当然あり得るかと思えます。でも、基本的には、この1億6000万円の契約で最後まで仕事を古川組さんが行っていただければよろしいのかなと思っているわけです。

ですから、基本的に変更の契約金額がもし生じたとしても、契約金額に対する比率は微々たるパーセンテージの増減にしかならないとは考えております。また、変更になった場合には、また議会の皆さん方に契約案件の変更についてをお願いをさせていただく形になるかと思えますけれども、我われとしまして、この1億6000万円ですべて完了したいと考えております。

○9番（一瀬寿一君） 大事なところですが、3番目のやつでね。やっぱり変更契約が出たり、追加工事が出たりというのは、今までにも結構あるわけですよ。だから、そのところを、私は、この契約は契約でいいんだけど、あとあとに「これが追加です」「ここがダメでした」「ここがあれです」なんて次から次へと出てきたんじゃ困るから、それを言っているわけで、それは本当はないかということなんですよ。工事のこの契約に関して別にとややかくというわけじゃありません。だから、そういうところをもう一回お聞きしたい。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） やはり基本的には、この工事の内容で、1億6000万円の設計内容で業者さんにすべてやっていただきたいと考えているわけです。ただ、先ほども何回も申し上げましたとおり、海の中の仕事でございます。変更がないとは当然言い切れないわけでございます。ただ、私の方としまして、当然その変更する金額の幅うんぬんについて

は、当然そんなに大して・・・、仮にあったとしても、変更の金額の幅はないとは思っております。仮にあった場合でも変更額は微々たるものではないかと思っております。工種的には現場の50トン撤去し、新たに80トン製作し据え付けると。それで、50トンにつきましては、石部の漁港の北防波堤の前面に据え付けるという工種でございますので、そんなに変更が生じるような複雑な要因はない工種だと思っております。ただ、変更がないとは限りません。その辺だけは承知していただきたいと思っております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（斉藤 重君） いま工事概要の説明の中でもありましたが、いま課長が、ちょっと聞こうと思ったところ、50トンブロックの撤去移設というところをちょっと聞きたかったんですが、組合で、なんか役員会等で欲しいところはないとか、どこどこへやったらいいとか、そういう希望とかなんとかの話合いがあったということで、話題になったようですので、その結果を聞いていなかったから、それを知りたかったわけですが。石部の防波堤の回りに・・・、そこに決定したわけですね。その雲見の古いものについてはそう決まったんですか。ほかはもう全然ないと、そこへ1箇所へ全部持って行くと。その移設料も全部入っているということで、その決定が・・・、それを聞きたかったわけだけど、なにかそれまでの過程、こういうことがあったというのがあったら参考に教えて。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） この1億6000万円の敷設工事の設計内容、これは査定の決定をいただいたわけでございますけれども、我われの方でも事前に漁協さんとも相談をいたしまして、既設の50トンブロックにつきましては、当然被災したものですので撤去するわけです。じゃあ、それをそのままいわゆる産業廃棄物で処理するのも非常にお金もかかるし、もったいないことございまして、水産庁と協議をいたしまして、この50トン、既設の50トンブロックを石部の北防波堤の先端部に巻き込みをするという査定の申請をして、それが決定を受けたということで、これが本件の契約内容の中にすべて入っております。移設費用とか、据付費用とかすべて入っているわけでございます。

○8番（斉藤 重君） もう一点ちょっと教えて。目的は雲見の防波堤の先々・・・、同僚議員からあったような形で、あとあと大丈夫かという心配もあるわけで、いろいろの声の中では、結局そこを大事にポイントとしてやるには、古いものも新しく作った後にどこどこに持って行かないで、そのままガードするために古いのも何らかの・・・。積んだり、新設をガードする方法はないか、そうしてもらいたいという声も・・・、自分もそう思ったわけですが、

そういう考えにはならなかったかどうか、ちょっとそれを教えて。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 50トンに関しましては、先ほども申し上げましたとおり、いらなくなったものですから、処分しなければなりません。じゃあ、そうすると、産業廃棄物として処分するわけでございます。産業廃棄物の処分費、これは我われの方でも事前に計算をしまして、約7000～8000万円余計にかかるということが判明したわけでございます。

（斉藤議員「いくら」と呼ぶ）

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 7000～8000万円でございます。今の部分1億6000万円にプラス上乗せするイメージで8000万円くらいかかるというような形になるものですので、これではとてもじゃないですけど、お金もかかるし、もったいない話ですので、この再利用を図ったわけでございます。

それと、もう1点、雲見の漁協の委員さんの方でも事前に打ち合わせがありまして、やはり前もってケーソンの関係等があったわけですが、とてもちよつと・・・なかなか地元としてもできないもので、ブロックによる消波堤をとということで要望があつて、このように災害復旧の方にも反映させたということで、じゃあ、その既設の50トンはどうしようかということで、結果的には石部の北防に持っていきましようという形になったわけでございます。もちろんそれは産廃処理費の費用を軽減するためも含めて、さらに石部の北防の防護も兼ねるということも二重の効果を狙ったわけで、この災害復旧工事の中に2つの目的というんですか、思惑が入っているというふうにご理解いただきたいと思ひます。

○8番（斉藤 重君） 議長、もう一点。石部へ持っていくということについての異論はありませんよ。ないけど、その廃棄とかという形で石部に持ってって廃棄にする、まあ活用することになれば、それはいいんだけど、その廃棄の形を、その持っていく目的を・・・、雲見の新しく作ったところ、プラスアルファ、ガードするために、そこにそのまま・・・、何かうまい方法はなかったかという・・・、考えはなかったか、そこを教えて。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） そこについて雲見の人たちの方からお話があつたと担当の方でも聞いたわけでございます。ただ、今ここで、4ページ、5ページ、特に5ページに断面があるわけでございます。この赤く塗られたところの断面、いわゆる台形断面です。その前面にいま議員のおっしゃるとおり既設の50トンを目の前に防護するようなイメージでやったらというようなご質問だと思いますけれど、ただ、そうすること、それは廃棄物の産廃の処分にあたるもので、それはまかりならんということになってしまったものですので、石部の

方に持っていくということです。

(斉藤議員「そっちならいいということか」と呼ぶ)

○産業建設課長(斉藤昌幸君) せっかく作ったこの断面で、さらに目の前に置くというのは、廃棄物の処分にあたってしまいますのでということでもあります。その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。

○5番(高柳孝博君) 1ページのところですけれども、ちょっと勉強不足でわからないので教えて欲しいんですが、備考のところ「上記金額の100分の8に相当する額を加算した金額が松崎町財務規則上の入札価格である」ということは、これ以外に別に入札の価格の数字が出るということでしょうか。

○産業建設課長(斉藤昌幸君) この備考欄、100分の8、これは消費税率の8パーセントとさせていただきたいと思います。契約というものは、本体価格に消費税が含まれて初めて契約金額になるわけでございます。ここは、この工事ばかりではなくて、すべての世の中に出回っている物品すべてにかかるわけです。本体価格プラス消費税ということで。

ですから、当然この入札につきましては、税抜価格で入札するわけございまして、いわゆる財務規則上の契約額は、この結果表に出た数字に消費税率を入れたものが財務規則上の本来の入札価格ですよ。いわゆる契約額ですよという表記だにご理解いただきたいと思えます。財務規則の中で物品を購入する場合には、消費税込みの金額が契約額ですから。ですからこの入札結果表の方に出た数字に8パーセントの消費税分を入れたものが財務規則上の契約額ですよということですので。逆にいいますと、入札の時には、消費税を抜いた価格を本体価格で入札をしてくださいよと我われは指示しているわけでございます。

○5番(高柳孝博君) そうすると、入札の時には・・・、もちろん設計の時に物品購入については消費税抜きで当然買っているということですね。そうしないと、ダブっちゃうことになると思うんですが、注文するときには消費税抜きということですね。そうすると、予算上の金額だけではなくて、予算上これで見るという場合には、100分の8を掛けたお金を足してお金が出ていくというふうに見なければいけないということですよ。その2点。

○産業建設課長(斉藤昌幸君) 当然町で物品購入、工事請負をする場合には当然消費税を含めた価格で契約をして、買ったり工事を発注したりするわけでございます。当然のことながら、入札に付する場合には、業者さんの方は、我われの方は消費税を抜いた価格、本体価格

を入札の方に提示してくださいよということで指示をしているわけでございます。その上で契約というのは、その入札の決定した価格に8パーセントの消費税を加えたものを契約金額にしますよということも常に指示しているわけでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（鈴木源一郎君） この箇所は非常に風波が強いということで、これまでに同じような災害復旧工事を何回かやってきたと・・・、何回やってきたわけでしょうか。

それで、今回は80トンの消波ブロックというか、大きなものを今までと違って据えるという説明ですけれども、この数回やってきた災害復旧工事は消波ブロックは50トンでずっと何回もやってきたわけですか。そこを説明した上で、80トンなら大丈夫じゃないかというふうにした背景、根拠、その理由というか、こんなことがあるから80トンなら大丈夫じゃないかというふうにしたというのを説明いただきたいと思います。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） この現場につきましては、何回もということで私の方も説明をさせていただきました、約4回ということで。それ以前は原形復旧で、50トンが飛ばされた場合でも50トンでやっていたわけでございます。一番直近の被災を受けたのは、確か1年前か2年前の・・・、25年の時の被災で、それで26年にまた被災を受けたと。1年も経たないうちにまた50トンが飛んでしまったということで、今回は国の方と協議いたしまして、改良復旧と、いわゆる災害復旧は基本は原形復旧、壊れたものは元のとおりに戻しましょうというのが原形復旧でございますけれども、今回はさらにより良い機能を持たせた改良復旧ということで協議をして提案をしたわけでございます。その上で、じゃあ、50トンではもたない波が来ましたと・・・、じゃあ、その波が何トンでもつかという細かい計算の方はちょっと省きますが、基本的には、18号が襲来した時の波浪を計算して、最終的に80トンで十分もつでしょうという形になったわけでございます。確か基本的に・・・、その波浪でいったい何トンが正確にもつかというと、端数はちょっと忘れちゃったけれど、70トンか71トン何某というような数字が出たと確か記憶にあります。その上で、その直近上位が80トンというものでございます。これは、確か50トン、60トン、80トン、そういうふうに段階的に決まっているわけでございます。最終的に直近・・・、70何トンの設計の直近上位が80トンですから80トンを採用したという根拠になるわけです。

○10番（鈴木源一郎君） 予測で、このくらいの大きさにすれば大丈夫だろうということだと思いますけれども、計算式もあるようですけれども、事例として80トンの消波ブロックで

対応してもっているという実例が静岡県の港とか、そういうところにもあるわけですか。大丈夫のつもりでやったけれども、やっぱりやられたということでは、これはなんだったのかということになるわけですが、実例としてどういうことがあるでしょうか。説明いただきたいと思います。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 実例といいますけれど、やっぱりそれぞれ雲見は雲見、何々漁港は何々漁港ということで、それぞれ現場によって違いますので、雲見の漁港で、この沖防に関しましては、その台風の襲来波に耐えうるものとして、改良復旧として80トンというふうにしたわけです。ちなみに、このブロックにつきましては、80トンが最高でございます。この製作する最大の規格は、80トンが最高ということだけをご承知いただきたいと思います。

いずれにしても、現場それぞれによって80トンを使うところもあれば、60トン、50トンを使うとか、現場それぞれによって、計算に基づいて決定したものだというふうにご理解いただきたいと思います。

○10番（鈴木源一郎君） 何回も繰り返すと・・・、同じような災害、同じような規模の改修をして、またやられるということを繰り返してきたわけですね。だから、これまでもそういう補強、災害復旧の方式というのは打ち出されてこなかったのは、どうしたわけなんですか。結局似たような災害復旧をやり、またやられるということの繰り返しになるわけですね。これはなかなか・・・一見愚かなことと言え言えるわけですから、そういう点では、なんかこれまでも手が打てなかったのかというふうに思いますけれど、どうなんですか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 先ほどのご質問にもお答えしましたとおり、災害復旧事業というのは、基本は原形復旧です。元々つくられたものが壊れましたから、元のとおり同じ規格のもので直してくださいよが原形復旧でございます。今回の場合につきましては、1年以内に壊れたものですので、改良を加えまして・・・、本来だったら50トンをやいなさいよと査定官の決定を受けるかと思えます。これが何年も離れた場合には、査定を受けたら・・・。

1年以内ということでございまして、採択要項の中で1年以内に被災したものは改良の方も認めることができる。ちょっと細かい条文等は省きますけれども、いずれにしても改良を認められるというようなイメージだと思っていただきたいと思います。それが認められて今回50から80トンになったということでございます。基本は、元あったものを直すのは、元の



とおりに直してくださいというのが原形復旧でございます。災害復旧の基本原則でございます。ただ、そこは今回・・・、何回も言いますが、1年以内ですから、改良は認められましたということでございます。

○1番（藤井 要君） 先ほどから議員の中でもちょっと心配が・・・、追加でまた工事があるんじゃないかというようなことを言われておりました。今回確かこれで5回目というようなことを伺っておりますけれども、前回の工事はどこが引き受けたのか、また2～3回前、もしわかればどこが工事をやっていたのか、そこをお願いしたいと思います。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 前回の工事、こちらも同じ古川組さんでございます。

（藤井議員「その前は」と呼ぶ）

○産業建設課長（斉藤昌幸君） その前も確か古川組さんだと思っております。

○1番（藤井 要君） そうしますと、古川さんがずっとやっているということは、追加の中でももうある程度その地形を考慮しているというか、わかっているわけですよね、これね。そうすると、追加工事は普通でしたらあり得ないと私は考えるわけですが、その点はどうでしょうか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 古川組さんは施工業者ということはご理解いただけますね。発注する内容は我われの方で、もちろん設計業者さんに委託をして、こういう断面で発注しますよと。それを具現化するのは施工業者さんでございますので、確かに古川組さんは現場を熟知しているわけございまして、それがどうのこうのというわけではございませんけれども、基本は我われの方がこういう断面でこしらえてくださいというのは、責任は我われの方があるわけで、それを具現化するが施工業者さんだということで、何回もというのは、当然我われの方に帰結する形になるわけでございます。それを踏まえて、今回50トンから80トンにさせていただくという査定の決定もいただいたということでご理解いただきたいと思います。

○1番（藤井 要君） じゃあ、今の発言ですと、何回もやっている中で、古川組は地形も把握していると。そういう中で、設計の方はこちらが出したということですが、それに加えて助言があって80トンとか、そういうような・・・、それは消波の関係も70トンですか、それ以上の計算をして今回なったわけですが、ある程度古川さんの方からもそういう助言があって、地形上のそういうようなものはなかったのかなと思いましたが、その点はどうですか。

- 産業建設課長（斉藤昌幸君） 基本設計委託に関しましては、現場の測量の地形測量もすべて入っております、それは測量設計屋さんの方の責任をもって現場の断面を計測して、それに基づいて様々ないろんな過程を踏まえて、こういう決定断面をつくるということでございまして、特に古川組さんが現場を知っているから事前にといい、そういうことは一切ありません。すべて測量設計の業者さん、委託した業者さんの方に現地の断面、地形の測量も踏まえて発注しているということでございます。
- 2番（福本栄一郎君） まず、第1点、この請負金額が1億6092万円、これは内訳を・・・、国が何パーセント、地元負担金、町の負担金、まず最初にその1点を教えてくださいませんか。
- 産業建設課長（斉藤昌幸君） 公共土木施設災害復旧事業の国の負担額、国庫負担額66.7パーセント、これは議員の方もご承知かと思います。残りの3分の1は当然町でございまして、地元負担は一切ございません。
- 2番（福本栄一郎君） その地元負担金というのは、雲見区じゃなくて漁協としてないということですね。漁業協同組合からの負担金ということですか。質問がちょっと・・・。
- 産業建設課長（斉藤昌幸君） どちらも地元、漁協、一切負担金はございません。
- 2番（福本栄一郎君） わかりました。それで、これを見ますと・・・、先ほどの議員さんと重複するかもわかりませんが、撤去したのを石部の北防波堤へ持っていくと、ここに図面に出ていますよね。陸上が28個、水中が161個、この関係ですけれども、ここは再々災害を受けている、1年未満も受けている。しかもこの外海は確か水深が急に深くなっているところだと思うんですが、いわゆる外海という形で。災害というのは・・・、いわゆる人工物ですから、自然災害で安定勾配にもっていくという作用が働くと思うんです。それを・・・、これをわざわざ撤去をして持っていくという・・・。ですから、ここを設計も委託していると思うんですよ。ですから、安定的な勾配へと落ち着くということで行くと思うものから、わざわざそれを・・・、災害が起きたと・・・、だから、安定的な勾配ですから、そこへと改良を重ねてやるということの設計委託の段階で検討なされたかどうか、それが1点と。それから委託した設計者に対する保証料、保証的な期間、建設課長が盛んに50トンから80トン、直近上位だから80トンをもっていった。この保証期間、それで大丈夫ですか。また災害が起きました。これは自然災害だから仕方がないじゃあ済まされないと思うんです。ここは再々直近でも1年以内に災害が起きている。地元の方も言っているんです。「また災害が起きたよ」「どうしましょう」漁協としてみれば、負担金でお金が支度できないということも

聞いています。ですから、設計が大丈夫だというなら、設計を委託しているなら設計の保証期間は何年ですか。今は建設基準法というか、家屋でも10年間保証があります。雨漏りとか何か、天災事変は別として、しかもここは直に自然で波を受ければ・・・、建設課長が50トンから80トン・・・、災害で直すのは原則だけれども、改良を加えて設計委託して80トンだと・・・、だったら、その設計者に対する保証というのはあるんですか。

それから次に重ねて、撤去して産業廃棄物と言いましたよね。だから、石部へと持って行く、産業廃棄物というのは、水中でも適用になるんですか。だったら漁礁として撤去する、その辺の絡みを教えてくれませんか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 1点目の設計の関係についての保証うんぬんの話ですけれども、それはございません。

それから、2番目の廃棄物、水中にあるものを漁礁うんぬんの話ですけれども、それも当然のことながら、今回の段階で県の関係機関と協議いたしまして、それもまかりならんということで結論をいただいて、石部の北防の方に持っていくことに関して了解をいただいたということで理解していただきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） 福本君、最後にしてください。

○2番（福本栄一郎君） 最後ということですから・・・。じゃあ、自然は安定的に・・・、土砂崩れもそうでしょう。安定勾配へもっていくために崩れてくる。それを撤去をしてもっていく。漁礁にもまかりならない。設計屋の保証期間もない。だったら、聞きます。いいですよ、もう最後だということですから。でしたらば、これは竣工検査はだれがやるんですか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） こちらの方は国庫補助事業でございまして、私の方が工事を発注した課の課長が検査するというわけにもまいりませんので、他の課長さんの方に竣工検査の方をお願いしております。

○議長（稲葉昭宏君） いいですよ。もう一回。

○2番（福本栄一郎君） ですから、設計委託をした会社の検査。それから、工事現場完成が7月ですか、これは。契約でいくと完成が平成27年7月31日、この竣工検査は誰がやるんですか。ですから私が言いたいのは、度々災害が起きる、これは地元区民あるいは漁業関係者を含めて不信感を抱かれていると・・・、同じところを何回もやっている。担当課長は力を込めて50トンから80トンをやるという・・・、本来は同じ形でやるのが災害復旧の原則と言いますけれども、今度は改良を加えたと言ったでしょう。80トンがまた台風で飛んだらどうなる

んですか。

私が言っているのは、地元不信感・・・、もちろん皆さんの税金をつぎ込まなければならぬ、その辺はどうですか。

それで、竣工検査は誰がやるんですか。その辺を教えてくださいませんか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 竣工検査に関しましては、当然工事が完了しまして、その検査基準値に基づいて検査するというございます、検査する基準ということで。ただ、検査員は誰になるのかというと、基本的にはまだ工事は終わっていませんので、当然のことながら検査員が誰なのかはわかりませんが、少なくとも私でないことは確かでございます。

○2番（福本栄一郎君） ですから、建設課長という職務上の担当課長以外の人は・・・、じゃあ、誰がやるんですか。事務屋がやるんですか。

それから、町長に聞きます。いわゆる地元の不信感が・・・、役場でやって・・・、災害復旧・・・、度々起きる。同じ場所で。その辺の・・・、しかも貴重な皆さん方の税金が使われる、その辺の考え方を教えてくださいませんか。検査官は誰がやるのか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 基本的には最後の工事竣工検査員は町の役場の職員でございます。私も含めて事務屋でございますして、私以外の他の明るいような方をお願いをするというような形になるかと思えます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤井 要君） これは、先ほど設計図を見させてもらいましたけれども、これはちょっと字が小さくてあれなんですけれど、推定岩盤線ですか、昭和52年の横断図よりと書いてありますけれども、30年以上経っているんですけれども、地質調査等ボーリングとか、そういうのは何もやらないで、このままの図面をやったということによろしいんですよね。課長、返事を。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） これは基本的には断面図でございます。現地の断面、いわゆる現地の地盤の状況がどうであるかということでございます。基本的には、ここを掘らない限り、昭和52年のときに測量した断面はそのままいかされるということで、今回使ったわけでございます。

それと、ボーリングをしたのかどうかということで、その必要はございませんので、今回はやっておりません。

○1番（藤井 要君） いま30年以上経っているわけですよね、最初の工事から。そうした時

に地形もいろいろ変化している。地震等もあったわけですのでね。そういう点でそのままの設計図というか、図面を利用してやると、また追加工事になりはしないかというような心配もあったものですから、それで聞いたわけなんです。

○議長（稲葉昭宏君） 答弁はいいですか。

○産業建設課長（齊藤昌幸君） 追加工事がもうとんでもなく増えてしまうんじゃないかというご心配かと思いますが、当然我われとしましても、この1億6000万円の仕事で、お金でそのまま100パーセントやってもらうのが一番いいわけです。ただ、先ほどもほかの議員さんの回答でも説明しましたが、やはり海の中でございますので、やってみなければわからない部分というのは若干あるかと思いますが、私も長年同じこのような工事の方に携わっている感覚からすると、そんなにとんでもない差額が出るような変更はないんじゃないだろうかと思っているわけでございます。ただ、金額がたとえ5万円でも10万円でも変更が生じた場合には、また再び同じように議員の皆さんに議案として上程をさせていただく形になるかと思いますが、ただ、藤井議員のおっしゃるとおり、極端な大きな金額にはなるとは思っておりません。

○議長（稲葉昭宏君） 町長、いいですか。

○町長（齋藤文彦君） 自分の目の前は海なんですけれども、このところの台風というのは、自分たちが昔見たときの波と全然変わってきたように思うわけでございます。

雲見のあそこをぼくも何回も見ますけれども、本当に巨大な波が来るので、非常にこれは、完璧に保つというのは非常に私は難しいなと思っています。ただ、災害の場合は、原形復旧ということで、50トンでやっていたわけなんですけれども、今度は改良復旧ということで、80トンでやるということですので、ぜひこれが長くもっていただければいいなと思っております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本案に賛成します。本案については、いま議論してきましたように、再三にわたる同じような災害の復旧工事ということですので、またこういう事態になるのではないかという懸念があるわけですが、今の議論からみても全然疑念がはれたわけではありせんけれども、現況を直していく、それも改良復旧していくという契約ですので、本案に賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 平成26年度漁港施設災害復旧事業 平成26年災 査定第1号 雲見漁港沖防波堤災害復旧工事請負契約についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---